

関西電力株式会社
高浜発電所原子炉設置変更許可申請
(1号、2号、3号 及び4号原子炉施設の
変更) の概要について

平成14年9月

1. 申請の概要

(1) 申請者

関西電力株式会社 取締役社長 藤 洋作

(2) 発電所名及び所在地

高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

(3) 原子炉の型式及び熱出力

a. 1号及び2号炉

型式 濃縮ウラン、軽水減速、軽水冷却、加圧水型

熱出力 約 2,440MW (電気出力 約 826MW)

b. 3号及び4号炉

型式 濃縮ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、
軽水減速、軽水冷却、加圧水型

熱出力 約 2,660MW (電気出力 870MW)

(4) 申請年月日

平成 14 年 5 月 8 日

(5) 変更項目

a. 1号、2号、3号及び4号炉共用の使用済燃料輸送容器保管建屋を設置する。

なお、この変更に伴い、その他原子炉の附属施設の構造及び設備の記載を最新の記載形式に合わせる。

b. 1号及び2号炉のイオン交換器廃樹脂並びに3号及び4号炉の脱塩塔使用済樹脂(以下、「使用済の樹脂」という。)について処理方法を変更する。

なお、この変更に伴い、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の記載を最新の記載形式に合わせる。

(6) 工事計画

1号、2号、3号及び4号炉共用の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う工事計画並びに1号、2号、3号及び4号炉の使用済の樹脂の処理方法の変更に伴う工事計画は第1図のとおりである。

(7) 変更の工事に要する資金の額及び調達計画

本変更に係る使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う工事及び使用済の樹脂の処理方法の変更に伴う工事に要する資金は約 20 億円である。

これらの工事に要する資金は自己資金及び一般借入金により調達する予定である。

2. 変更の概要

(1) 使用済燃料の発電所外への搬出作業時における使用済燃料装てん後の使用済燃料輸送容器を必要に応じて一時保管するため、使用済燃料輸送容器保管建屋を設置する。また、

必要に応じて使用済燃料装てん前の使用済燃料輸送容器も一時保管する。

使用済燃料輸送容器保管建屋は発電所内の第2図に示す位置に設置する。使用済燃料輸送容器保管建屋の平面図及び断面図を第3図に示す。使用済燃料輸送容器保管建屋の仕様を以下に示す。

使用済燃料輸送容器保管建屋 仕様

構造 鉄筋コンクリート造

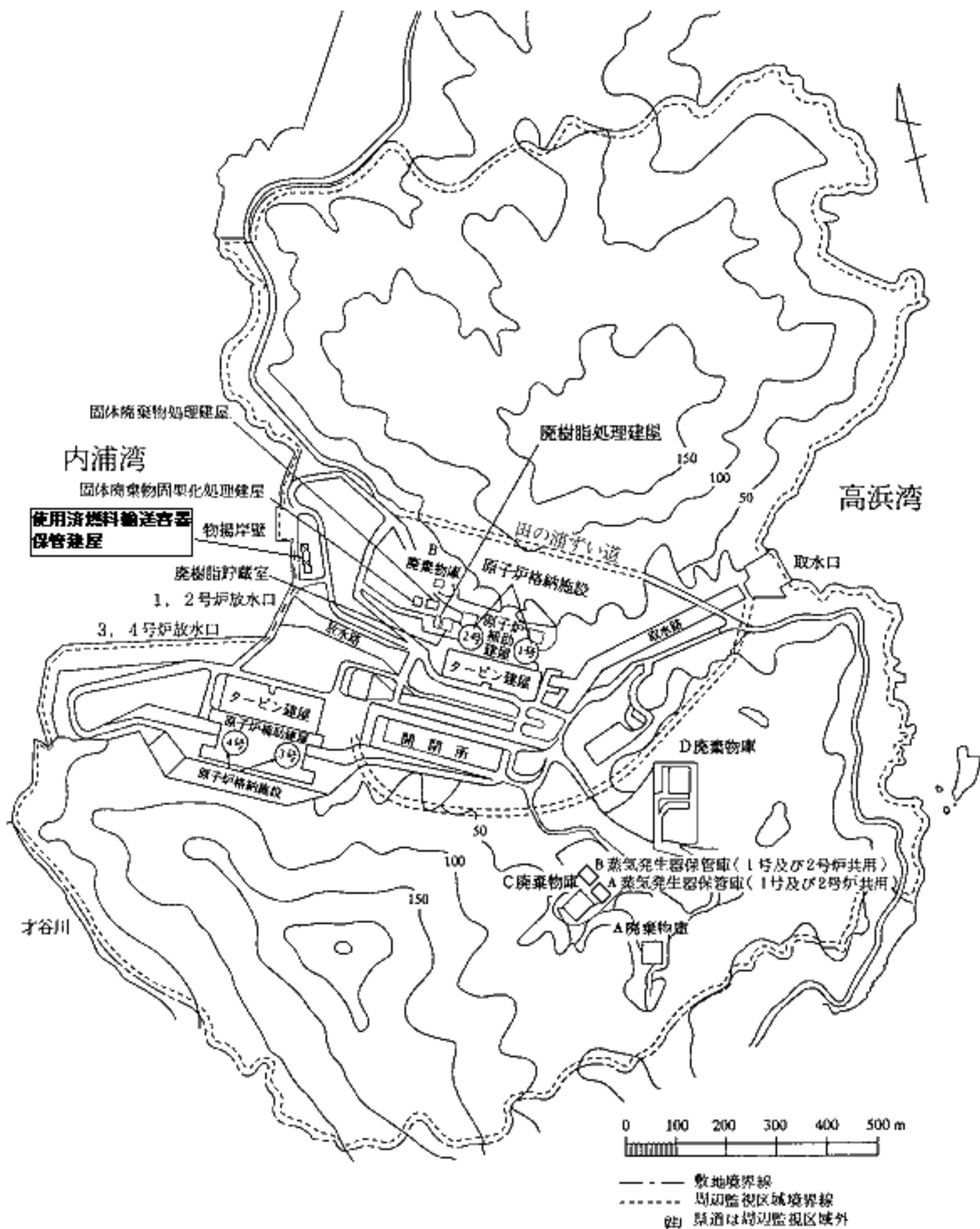
面積 約 700m²

使用済燃料輸送容器保管容量 8基

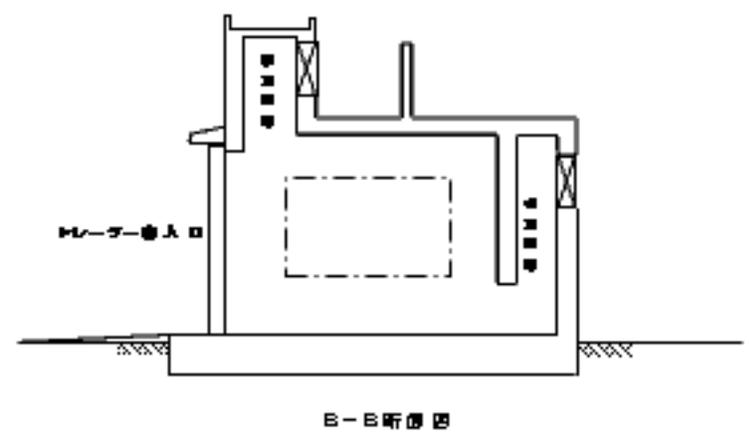
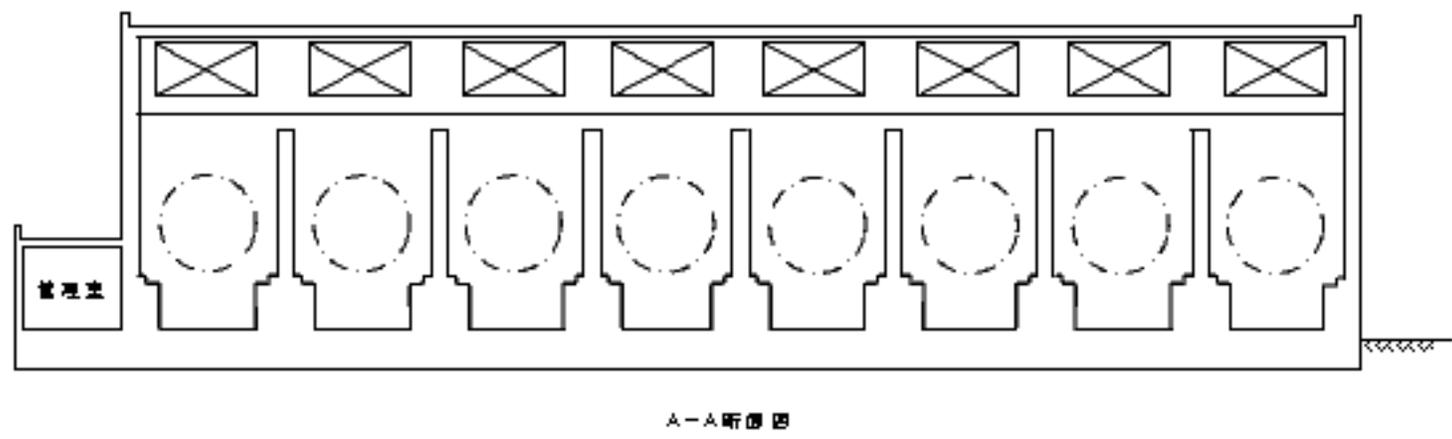
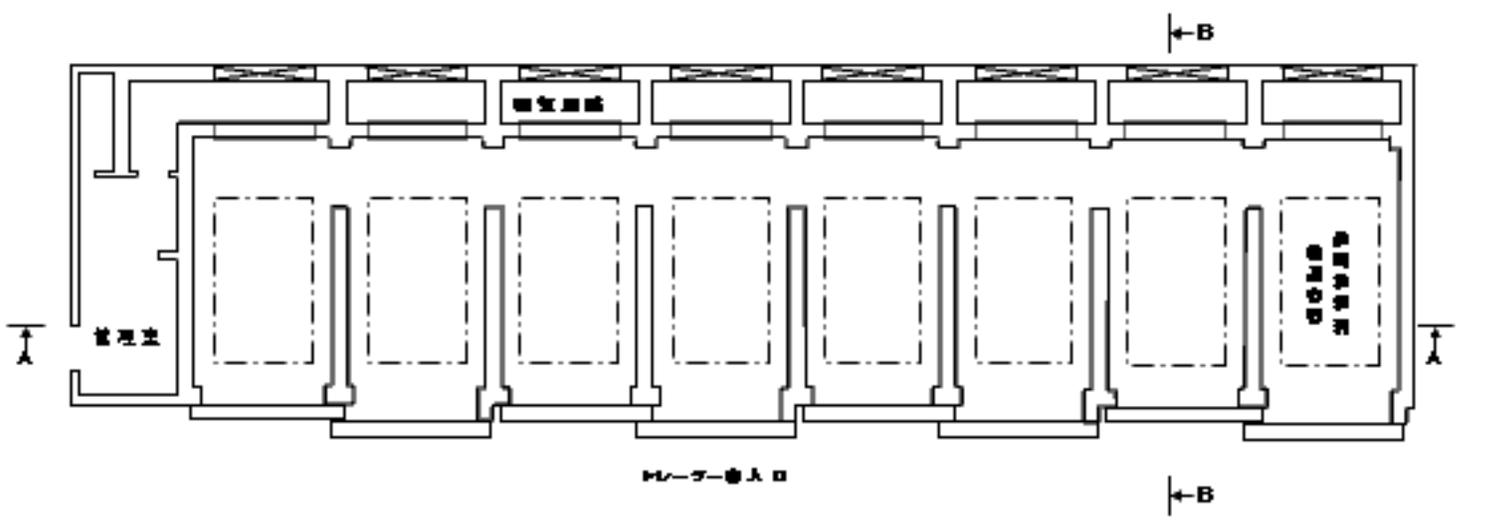
(2) 1号、2号、3号及び4号炉の固体廃棄物のうち使用済の樹脂の一部について、雑固体廃棄物として取り扱い焼却を行えるよう処理方法を変更する。

変更後の固体廃棄物の処理系統図を第4図及び第5図に示す。

以上



第2図 高浜発電所 構内配置図



第3図 使用済燃料輸送容器保管建屋 平面図・断面図

